選挙市民審議会　第１部門会議　　2016 年 3 月 22 日

選挙運動期間設定の現状と課題について

坪郷　實

(1) 「**規制だらけの選挙**」から「**市民が参加しやすい選挙**」へ
市民が積極的に選挙に参加できるように、公職選挙法の廃止を含めて、抜本的な改革が必要。市民と政党・政治グループ、候補者との間で、選挙マニフェストや政策をめぐって対話型（コミュニケーション型）の選挙活動を定着させる。

(2) 日本国憲法第 21 条
「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」

(3) 1979 年批准の国際人権 B 規約 19 条
「すべての者は、表現の自由についての権利を有する」
「すべての市民は・・・いかなる差別もなく、かつ、不合理な制限なしに、次のことを行う権利および機会を有する。」
「(a)直接に、又は自由に選んだ代表者を通じて、政治に関与すること。」
「(b)・・・選挙人の意思の自由な表明を保障する真正な定期的選挙において、投票し及び選挙されること。」

(4) 市民の選挙への参加を規制している大きな問題点は、法律の明文規定なしで選挙運動と政治運動の区別が行われ、**選挙の期間**が定められていることである。
このことにより選挙の公示（告示）前の**「事前運動」が禁止**
選挙期間中は、確認団体等となった政治団体を除き、政党やその他の政治活動を行う団体の政治活動は規制される（指定都市以外の市の議会の議員の選挙、町村の議員及び長の選挙を除く）。

(5) 選挙運動と政治活動の区別
選挙運動（最高裁判決〔1977 年〕昭和 52 年 2 月 24 日）の規定
「特定の公職の選挙につき、特定の候補者又は立候補予定者に当選を得させるため投票を得若しくは得させる目的をもって、直接又は間接必要かつ有利な斡旋、勧誘その他の諸般の行為をすることをいう」
政治活動は、公選法上「政治上の目的をもって行われる諸行為から選挙運動を除いたもの」と規定（公選法）
政治活動とは、「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を支持し、若しくはこれを反対することを目的として行う直接間接の一切の行為」を指す。（東京都選管『政治団体の手

引き』「Ⅶ　政治活動の規制」平成 24 年 3 月）

(6) **選挙運動期間**

各種の選挙により選挙運動期間は異なり、たびたび改訂が行われ、大きく短縮されている。選挙期間が短いことにより、既存の政党や現職議員が有利であり、新しい政党や新人候補者が不利な条件を強いられる。

選挙運動期間の変遷（一部のみ掲載）

	昭和 25 年	昭和 58 年	平成 6 年
衆議院議員	30 日	15 日	12 日
参議院議員	30	18	17
知事	30	20	17
都道府県議会議員	30	9	9
指定都市の長	20	15	14
指定都市の議会議員	20	9	9
一般市の長	20	7	7
一般市の議会議員	20	7	7
町村長	20	5	5
町村議会議員	20	5	5

出所:　市民政調・片木淳編『公職選挙法の廃止――さあはじめよう市民の選挙運動』(生活社、2009 年)90 頁より一部掲載

(7) **18 歳未満の選挙運動**の禁止を撤廃する。

(8) **選挙期間の設定、選挙運動の規制、公営選挙**は、相互に関係しているので、抜本的改革が必要。

(9) 規制だらけの公職選挙法の原型は、1925 年に成立した男子のみの普通選挙法である。この時、従来の制限のなかった選挙運動が全面的に法律で規制された。第二次世界大戦後、1945 年に衆議院議員選挙法が改正され、男女普通選挙制度が確立したが、戸別訪問の禁止や事前運動の禁止は継続している。1950 年に、それまでの各種選挙法を一本化する公職選挙法が成立した。

(10)　主要国首脳会議の多くの国々で、選挙期間は設定されていない。また、選挙運動と政治活動を明確に区別することは困難である。

(11)　**選挙運動期間を設けずに、事前運動と選挙運動の区別をなくし、選挙運動を原則として自由にする。**